

補助金調書

補助金名	文化財保存事業費補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局文化財活用部文化財活用課 (TEL 092-711-4666)	
交付先	団体	宗教法人 住吉神社、香椎宮、筥崎宮		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行うのは国・市指定文化財の所有者であり、事業を行っている団体が限定されるため。					
補助開始年度	昭和52	年度	経過年数	45	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>[目的] 国・市指定文化財について、保存及び活用に必要な措置を講じ、市民の文化の向上に資するため、その経費の一部について補助を行うもの。</p> <p>[補助対象事業] 国・市指定文化財にかかる防災設備保守点検業務。</p>					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	<p>【継続に関する検証-補助金ガイドラインより】</p> <p>①すでに制度開始時の目的が達成されていないか 本補助金の目的は、国・市指定文化財の保存及び活用に必要な防災上の措置について、かかる経費の一部を所有者に補助し、市民の文化の向上に資することである。国・市指定文化財の保存及び活用に必要な防災上の措置は、文化財保護の観点から、一過性のものでなく、継続的に行われるべきことである。</p> <p>②社会情勢の変化により事業の必要性・公益性が過度に薄れていないか 「国民的財産」である国・市指定文化財の保存及び活用は、次世代に確実に継承していくため、適切に行われるべき必要性・公益性のある事業である(文化財保護法第4条)。したがって、これを支える前提となる、適切な防災上の措置も必要性・公益性のある事業とみなすことができる。</p> <p>③今後も補助による効果が十分に期待できるか 補助対象である防災設備保守点検業務は、所有者が永続的に行わなければならない。今後も、福岡県の文化財保護事業費補助制度による補助及び福岡市による本補助によって、国・市指定文化財の所有者が、文化財の保護に必要な措置を適切に行っていくことが期待できる。</p> <p>④その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか 当該補助事業を行うのは、国・市指定文化財の所有者であるため、事業を行うことのできる団体は限定されている。</p> <p>⑤補助金ではなく、より効果の高い支出方法への変更が必要でないか 地方公共団体は「周到の注意をもって」、「国民的財産」である文化財の保存および活用が適切に行われるようつとめなければならない(文化財保護法第3条)。したがって、所有者が永続的に行わなければならない防災設備保守点検業務について、福岡県と福岡市が本補助金をもって、所有者を支援することが適当であると考えられる。</p>					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>[補助対象経費] 県費補助対象経費(消火栓設備・自動火災報知機・避雷設備・漏電火災警報設備の保守点検にかかる経費)を基準とする。</p> <p>[補助金額の算定方法・考え方] (1)国指定文化財 補助対象経費の1/4以内 (2)市指定文化財 補助対象経費の1/2以内</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	3 件	3 件	3 件		
	337 千円	194 千円	194 千円	194 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	国指定重要文化財にかかる防災設備保守点検業務を実施した。					
補助金交付 による効果	防災設備の適切な維持管理が行われることにより、国・市指定文化財の適正な保存がはかれる。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。